

三圏計画の改定について

※1 三圏計画：首都圏整備計画（首都圏整備法第2条第1項）
 近畿圏整備計画（近畿圏整備法第2条第2項）
 中部圏開発整備計画（中部圏開発整備法第2条第2項）

- 昭和30年代、大都市圏における人口集中・過密問題を背景に、**都心部への人口・産業の集中を抑制し、圏域内での無秩序な市街化の抑制や受け皿の整備を推進**するため、**大都市圏整備法が制定**。同法に基づき、**大都市圏の三圏計画※1**を策定。
- 平成17年に行われた国土計画制度の再編（国土形成計画法の制定等）において、**三圏計画については「国土形成計画（全国計画・広域地方計画）と調和が保たれたものでなければならない※2」と**されている。
- このため、**次期広域地方計画の検討内容を踏まえつつ、同計画と三圏計画が同時決定できるように、改定を行う。**

※2：首都圏整備法第21条第1項、近畿圏整備法第8条第2項、中部圏開発整備法第9条第2項

三圏計画の関連制度（首都圏の例）

首都圏整備計画（国土交通大臣決定）
計画期間：平成28年度～概ね10年間

計画の実施

政策区域

計画の実施にあたり、既成市街地とその機能を分散する受け皿となる地域といった各圏域内の役割分担のため指定する区域。

主な支援制度等

工業団地造成事業 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
直近事例：茨城県（令和6年度～）

整備計画が策定されている近郊整備地帯又は都市開発区域でのみ、工業団地造成事業を都市計画事業として実施可能。

近郊緑地保全制度 首都圏整備法施行令第8条第1項、首都圏近郊緑地保全法第3条第1項
直近事例：神奈川県横浜市・鎌倉市（平成18年度）

整備計画に「近郊緑地の保全に関する事項」を定めることとなっており、新規指定や区域変更は整備計画を踏まえて行う必要。

首都圏白書 首都圏整備法第30条の2
毎年度

整備計画の実施状況について、毎年度、国会報告することが必要。

実施状況に関する
 国会報告

首都圏における政策区域の指定状況

